

交付規程実施細則

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域共生型廃棄物発電等導入促進事業（うちPCBに汚染された変圧器の高効率化によるCO2削減推進事業））交付規程（令和8年4月17日産財第26041003号。以下「交付規程」という。）第19条に基づき、交付規程の運用を円滑に実施することを目的としてこの細則を定める。

（交付額の上限）

第1条 交付規程第4条第三号に規定する交換事業における交付額の上限は、高効率変圧器1台当たりとする。

（事前承認の免除）

第2条 契約に際し、相見積りにより業者選定する場合は、交付規程第8条第三号に規定する財団の事前承認は不要とする。

（高効率変圧器）

第3条 交付規程別紙1の2②3）及び③3）に規定する高効率の変圧器とは別表の補助対象エネルギー消費効率を達成した変圧器とする。

附則

1 この細則は、交付規程施行の日から施行する。

別表 補助の対象となる変圧器の消費効率

変圧器の種別	区 分			基準エネルギー消費効率の算定式	補助対象エネルギー消費効率
	相数	定格周波数	定格容量		
油入変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 9.34 S^{0.737}$	省エネルギー基準達成率105%以上
		60ヘルツ		$E = 8.60 S^{0.744}$	
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 14.5 S^{0.694}$	
			500キロボルトアンペア超	$E = 10.6 S^{0.797}$	
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 14.4 S^{0.681}$	
			500キロボルトアンペア超	$E = 8.00 S^{0.825}$	
モールド変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 14.1 S^{0.685}$	基準エネルギー消費効率の95.238%以下
		60ヘルツ		$E = 13.3 S^{0.692}$	
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 16.9 S^{0.699}$	
			500キロボルトアンペア超	$E = 31.2 S^{0.659}$	
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 16.2 S^{0.702}$	
			500キロボルトアンペア超	$E = 17.4 S^{0.742}$	

※基準エネルギー消費効率の算定式は、変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(令和5年経済産業省告示第127号)に規定する目標基準値による。

備考1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。

2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。

3 E及びSは、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：ワット）

S：定格容量（単位：キロボルトアンペア）

4 補助の対象となる変圧器の省エネルギー基準達成率は105%以上とするが、その計算式は以下による。（小数点以下切捨て）

$$E（基準エネルギー消費効率）\div 変圧器のエネルギー消費効率\times 100\% \geq 105\%$$

基準エネルギー消費効率はWの単位で有効数字3桁とする。ただし、エネルギー消費効率が100ワット未満のものについては有効数字2桁とする。

5 JIS C4304（配電用6kV油入変圧器）及びJIS C4306（配電用6kVモールド変圧器）に規定する、標準仕様状態で使用しない準標準仕様変圧器の基準エネルギー消費効率は、上記別表のEに以下の数値を乗じて取り扱うものとする。

・油入変圧器 1.10 ・モールド変圧器 1.05

この場合、設置環境やメーカーへの発注仕様書などの資料を提示すること。

6 エネルギー消費効率の測定方法

エネルギー消費効率は全損失とし、当該全損失は次の式により算出する。

$$E = W_i + (m/100)^2 \times W_o$$

この式において、E、 W_i 、m及び W_o は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：全損失（単位：ワット）

W_i ：無負荷損（単位：ワット）

m：基準負荷率（単位：パーセント）

（定格容量が500キロボルトアンペア以下のものにあっては40、500キロボルトアンペア超のものにあっては50とする。）

W_o ：負荷損（単位：ワット）

※ W_i 及び W_o はJIS C4304（配電用6kV油入変圧器）及びJIS C4306（配電用6kVモールド変圧器）に規定する方法により測定した無負荷損及び負荷損とする。